

二〇一三年度税制改正の概要

成長を後押しする企業向け減税策を盛り込み
総じてインパクトある内容に

二〇一三年度税制改正は、一四年四月からの消費税率引き上げを円滑に進めるための環境整備に配慮した内容となっています。住宅ローン減税を大幅に拡充するなど、消費増税による消費の落ち込みを防ぐ一方、経済成長を支援するための企業向け減税策を盛り込んだのが大きな特徴です。

所得税、相続税は増税の一方、
法人課税は減税の方向に

二〇一三年度税制改正の柱のひとつが「成長による富の創出に向けた税制措置」で、民間投資の喚起による成長力強化をはじめ、人材育成や雇用、中小企業対策など企業向けのメニューが並んでいます。消費増税を確実にする狙いに加え、「アベノミクス」と呼ばれる安倍政権の経済政策を実現するため、税制面で成長を後押しする狙いがあります。

もうひとつの柱が「社会保障・税一体改革の着実な実施」で、二二年度税制改正から課題となっていた所得税の最高税率の見直しや、相続税・贈与税の見直しなども盛り込まれました。住宅や自動車

関連など、消費税引き上げにともなう措置も講じられ、盛りだくさんの内容となっています。総じて言えば、法人課税が減税の方向なのに対して、個人所得税と税と資産課税については増税の方向性が打ち出されています。

所得税は、一五年分の所得から最高税率が四五%（従来は四〇%）に引き上げられます。四五%が適用されるのは、年収から給与所得控除（経費）や基礎控除（三八万円）、配偶者控除などを差し引いた「課税所得」のうち、「四〇〇〇万円超」の部分です。

相続税は、一五年一月より最高税率が五〇%から五五%に上がり、課税対象となる遺産額が「六億円超」の部分に適用されます。「二億円超～三億円」の部分

に適用する税率も、四〇%から四五%に上がります。

消費税率引き上げへの対応として、一三年末に期限が切れる住宅ローン減税は、一七年末まで四年間延長され、内容も大幅に拡充されました。自動車取得税は消費税率一〇%の時点で廃止される見通しですが、一四年度税制改正で議論されることになっています。

その他の税制として、延滞税等や印紙税の見直しも行われ、納税者の負担が軽減されることになりました。

一方、減税の方向性が打ち出されたとはいえ、一三年度税制改正では法人税自体の税率引き下げといった大きな問題は先送りされました。国税と地方税を含む法人税の実効税率は、一一年度改正によ

り一二年度から五%引き下げられました。そのうえで導入された復興財源確保のための復興特別法人税は、消費増税に合わせ一年前倒しで廃止することも検討されています。

一五年度以降は復興増税分がなくなるものの、外国に比べると法人税はまだ高水準で、企業の国際競争力を低下させる要因となっています。経済界からはさらなる引き下げを求める声が高く、政府の産業競争力会議や一四年度税制改正での課題となっています。

生産等設備投資促進税制や
所得拡大促進税制の新設も

では、中小企業に関連する税制についてはどのように改正されたのか、具体的

2013年度税制改正

2013年度税制改正の概要

法人課税

- ・生産等設備投資促進税制の創設
- ・グリーン投資減税（環境関連投資促進税制）の対象設備の拡充
- ・研究開発税制の拡充
- ・所得拡大促進税制の創設
- ・商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設
- ・中小法人の交際費課税の特例の拡充

個人所得課税

- ・所得税の最高税率の見直し
- ・住宅取得控除（住宅ローン控除）の適用期限の延長と拡充
- ・金融所得課税の一体化による見直し
- ・その他（措置法関係）

資産課税

- ・相続税の見直し
- ・小規模宅地等についての課税価格の計算の特例の見直し
- ・贈与税の見直し
- ・事業承継税制の抜本的な見直し
- ・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

その他の税制

- ・自動車取得税・自動車重量税の見直し
- ・国際課税の見直し
- ・延滞税等の見直し
- ・その他（措置法関係）

に見ていきましょう。前述のとおり、この分野では「成長による富の創出」という観点から、景気底割れを回避し、緊急経済対策の効果が発揮されるよう、減税メニューを揃えています（各項目の詳細については、六ページ以降でポイントを解説）。

まずは、生産等設備投資促進税制の創設。設備投資を増加させた法人について、取得した機械・装置について三〇％の特別償却、または三％の税額控除を認める

という減税措置です。所得拡大促進税制の創設も目玉のひとつです。企業が従業員向けの給与支給総額を増やした場合、一定の条件を満たせば、増加額の一〇％分を法人税額から差し引ける制度などで、賃金増や雇用増につなげようとする仕組みと言えます。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制も創設されました。これも設備投資の促進を狙ったもので、小売りやサービス業などを営む法人が一定の設備投資を

した場合、三〇％の特別償却または七％の税額控除を認めるという減税措置です。このほか、企業向けでは、グリーン投資減税（環境関連投資促進税制）の対象設備の拡充、研究開発税制の拡充、中小法人の交際費課税の特例の拡充、といった「拡充策」も盛り込まれました。なかでも注目したいのは、交際費の定額損金算入限度額が従来の六〇〇万円から八〇〇万円に拡大された点です。一年間の制限措置ですが、飲食店などの活性化も期待しての減税策と言えるでしょう。

待しての減税策と言えるでしょう。

事業承継税制の抜本的な見直しで使い勝手が改善

中小企業向けの支援策としては、事業承継税制の抜本的な見直しも見逃せません。従来の事業承継税制は使い勝手が悪く、決して評判のいいものではありませんでした。一方で、中小企業における経営者の平均年齢は約六〇歳となっており、事業承継の円滑化は喫緊の課題です。このため、事業承継税制の適用要件の見直しや手続きの簡素化を通じ、制度の使い勝手の大幅な改善が図られました。

後継者が先代の経営者から会社の株式を譲り受けた際に、

相続税などの負担を軽くする優遇税制の拡充などがその内容です。

一例として、優遇税制を受けるには、後継者が「先代経営者の親族」である必要がありました。今回の見直しで「親族以外」でも適任者を後継者にすることが認められました。中小企業の存続を可能にする現実的な内容に改正されたことで、注目に値する見直しです。

企業向けの減税策は、二〇一二年改訂正が小粒だっただけに、一三年度は総じてインパクトのある内容になったと言えるでしょう。



市原和洋

TOMA税理士法人
税理士・財務コンサルタント

（いちばら・かずひろ）
税理士受験専門学校講師を経て、藤間事務所（現TOMAコンサルタンツグループ）へ入所。現在、TOMAコンサルタンツグループの副理事長、税理士として、多くの顧問先の節税指導、組織再編、経理改善指導など各種コンサルティングを行い、中小企業の経営アドバイザーとして広く活躍中。
<http://www.toma.co.jp>